

# 文京区ホームページバナー広告掲載について

令和8年2月版

## ■募集概要

### 掲載期間

1か月単位（月の初日から末日までを1か月とする。最長で12か月、再申込み可）

### 掲載位置と広告枠数

・トップページ下端部に30枠（申し込みは1事業者1枠まで）。

※ 募集枠数は空き状況によります。

### 掲載料と規格

・1枠につき、月額20,000円

（6～8か月申し込みの場合は10%、9～11か月申し込みの場合は15%、12か月は申し込みの場合は20%の割引あり）

月数	1～5	6	7	8	9	10	11	12
料金 (円)	20,000 ×月数	108,000	126,000	144,000	153,000	170,000	187,000	192,000
割引率	—	10%			15%			20%

・天地60ピクセル（固定）、左右180ピクセル（固定）

データサイズは10KB以内

GIF、JPEGのいずれかの形式（画像は静止画とする。透過処理を行った画像は不可）

### 掲載できないもの

- ・ホームページの公共性又は品位を損なう恐れがあるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる営業に該当するもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人事募集に係るもの
- ・公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- ・広告の表示に関する法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・その他、区ホームページに掲載する広告として妥当でないと認められるもの

### 申込方法

申込フォームまたは、所定の申込書（広告の画像データを貼り付け）に記入し、裏面の表の受付期間内に会社概要（注）を添えて、文京区企画政策部広報戦略課窓口（開庁日の午前8時30分から午後5時まで）に直接持参（開庁日の午前8時30分から午後5時まで）、郵送によりお申し込みください。

※ 申込書は、文京区ホームページ（<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>）からもダウンロードできます。

（注）会社概要…広告に掲載する事業所の事業内容及び社歴等がわかるもの（会社案内パンフレット等）

## 広告掲載開始日及び広告掲載申込書受付期間

掲載開始日	申込書受付期間		掲載開始日	申込書受付期間	
	受付開始	受付締切		受付開始	受付締切
4月1日	1月4日	2月28日(2月29日)	10月1日	7月1日	8月31日
5月1日	2月1日	3月31日	11月1日	8月1日	9月30日
6月1日	3月1日	4月30日	12月1日	9月1日	10月31日
7月1日	4月1日	5月31日	1月1日	10月1日	11月30日
8月1日	5月1日	6月30日	2月1日	11月1日	1月4日
9月1日	6月1日	7月31日	3月1日	12月1日	1月31日

※ 上記の日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、直後の開庁日とします。

※ ( )内はうるう年の場合です。

※ 郵送の場合は必着とします。

※ 施術所、診療所、クリニック（以下「施術所等」という。）に関しては、広告規制についての審査があるため、受付締切を1か月繰り上げとさせていただきます。ご注意ください。

（例：掲載開始日が7月1日の場合、受付締切は4月30日となります。）

### 掲載の決定

広告掲載申込書受付締切後に内容を審査し、掲載の可否についてお知らせします。なお、募集する広告掲載枠数を超えたときは選考により決定します。選考は、次の優先順位で行います。

- 1 国、地方公共団体及び公共的団体
- 2 私企業及び自営業のうち、公共性の高いもので、区内に事業所等を有する者
- 3 上記以外の者

※ 同一順位の場合は、掲載期間が長い広告を優先します。

※ 掲載期間も同一の場合は、抽選で決定します。

広告掲載が決定しましたら、決定通知書と掲載料の納付書をお送りします。

### 掲載料の支払い

掲載料は指定期日までに掲載月数分を一括してお支払いください。なお、一度納入された掲載料は、返金しません。

### 広告データの提出

広告の画像データはメールで指定期日までにご提出ください。（広告データの作成費用は申込者の負担となります。文京区では作成しません。）

### その他

- ・ 広告の内容に関する責任は広告主が負うものとします。
- ・ リンク先ホームページのアドレスを変更する場合は、一週間前までにご連絡をお願いします。
- ・ 施術所等がホームページを更新する場合は、事前に保健衛生部生活衛生課医薬係（03 - 5803 - 1226）までご連絡ください。変更内容を確認いたします。
- ・ 広告掲載の権利を譲渡または転貸することはできません。
- ・ 決定後、掲載を取り下げの場合は書面による届出をお願いします。
- ・ ホームページの運用に支障があるとき、文京区ホームページ広告掲載取扱要領に違反したとき、その他区長が特に必要があると認めたときは区が掲載の決定を取消すことがあります。

■問い合わせ

文京区企画政策部広報戦略課

〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21

電話：03-5803-1117 / Eメール：[b051500@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b051500@city.bunkyo.lg.jp)